

事前のお申込みが必要です。  
下記【お申込み・お問い合わせ】までお電話ください。

予約制  
参加費無料  
定員30名様

# 相続・贈与セミナー

## これからの相続対策・贈与について考える

平成25年度税制改正では、住宅ローン減税やお孫様への教育資金の贈与など、話題となる改正もある一方、消費税や所得税、相続税の増税も決定しています。本セミナーでは、今回の税制改正のポイントとともに、上手な贈与の仕方、考え方、注意点などをわかりやすく解説いたします。

当日は、当ホームの見学もあわせて行います。この機会にふるってご参加ください。

2013年6月21日(金)13:30~16:00(13:00受付)

場所:フィランソレイユ笹丘 1階コミュニティールーム

### ●内容

- ①平成25年度税制改正について
- ②お孫様への「想い」を形にしませんか？

～相続対策と教育資金の一括贈与～

### ●プログラム

- 13:00～ 受付開始  
13:30～15:00 セミナー開始  
15:00～15:10 休憩  
15:10～16:00 ホーム見学会

### ●講師

三井住友信託銀行 福岡天神支店

財務コンサルタント 田中 辰史 氏



友泉中学校前バス停 徒歩3分

【お申込み・お問い合わせ】 有料老人ホーム フィランソレイユ笹丘 (担当:山名・那須)

電話:0120-390073 住所:福岡市中央区笹丘1-25-7

ホームページもご覧ください

フィランソレイユ

検索

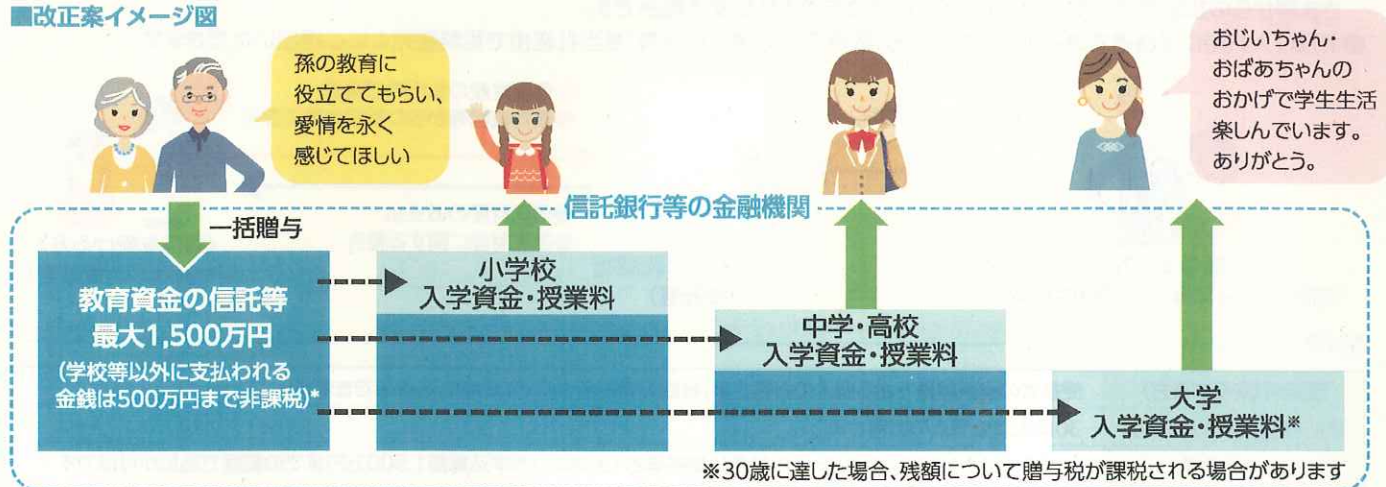
<http://www.ps-sasaoka.com>

# 平成25年度税制改正 ～教育資金の一括贈与に係る非課税措置の新設～

平成25年度税制改正により、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母)から子・孫・ひ孫へ授業料等の教育費を贈与した時の取り扱いが改正されています。

	改正前	改正後
一括して贈与 (授業料等の教育費をまとめて贈与)	課税 (贈与税)	平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出し、信託銀行等の金融機関に信託等した場合には1人につき、1,500万円を限度として非課税
支払がある度に贈与	非課税	非課税

## 改正案イメージ図



\*塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用

(例) 学習(学習塾・家庭教師・そろばんなど)、スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)、文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)、教養の向上のための活動(習字、茶道など) 詳しくは文部科学省ホームページをご参照ください。

今回の税制改正では、相続税の課税も強化されています(平成27年1月1日以降に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税に適用)。

	改正前	改正後
基礎控除の減額	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数
最高税率の引き上げ	最高税率50%	最高税率55%
税率構造の細分化	6段階	8段階

(例) 相続税改正による変化：配偶者と子供2人 遺産(課税価格の合計額)8,000万円のご家族の場合

改正前 相続税負担なし

改正後 175万円

\*遺産(課税価格の合計額)とは、「相続財産等-債務・葬式費用等」(基礎控除前)の金額です。

\*配偶者は、遺産(課税価格の合計額)の法定相続分(2分の1)を取得し、配偶者の税額軽減特例を適用して計算しています。



基礎控除の引下げにより、相続税課税対象者が拡大することが予想されます。

「次世代に早く資産を渡したい」「相続税の負担が増える可能性がある」といった考えをお持ちの方は、贈与を検討してみるのも対策のひとつです。

といった考えをお持ちの方は、贈与を検討してみるのも対策のひとつです。

**教育資金の贈与をご検討の際は三井住友信託銀行へご相談ください。**